



広報

たまかわ

2025

4

No.704

<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp>

古の舞、今に息づく

南須釜の念仏踊りより(4月3日)

南須釜の念仏踊り

01 江戸時代から受け継がれてきた伝統の舞

本村のほぼ中央に位置する南須釜地区。山あいのこの地域には、江戸時代から受け継がれてきた民俗芸能「南須釜の念仏踊り」があります。春の4月3日と夏の8月14日の2回、東福寺境内でその伝統の舞が披露されます。



昭和50年(1975年)に県の重要無形民俗文化財に、平成20年(2008年)には福島遺産百景に認定されています。

02 念仏踊りの歴史 (玉川村史より)

東福寺(南須釜)の念仏供養塔には、江戸時代慶安の頃から仏の供養として十五〜十六歳以下の男女が新盆にあたる家を訪れて踊ったことがはじまりと刻まれており、現在の踊りは昭和二十七年に大野ケサさん(故人)の記憶により再興されました。

- 曲名
1. 小夜の中山
 2. ねずみ
 3. 小かじ
 4. どころ
 5. さんちよ
 6. おみよ
 7. 松川
 8. 9. さいほい
 10. 下妻

お囃子に念仏踊りの名残が感じられる、語り物、くどき長の強い踊りです。



綾取り踊り
立ち踊りで9曲踊り終えた後、再び「小夜の中山、ねずみ、小かじ」を綾竹を用いて、板の間をたたきながら踊る



立ち踊り
扇子や笠を持ち、全9曲をお囃子に合わせて踊る。



踊り開始
東福寺へ挨拶を済ませると、踊り始めます。今年は雨天のため本堂の中で踊りを奉納しました。



薬師堂参り
春の念仏踊りは薬師堂祭のため、薬師堂にお参りします。



出発
東福寺へ向けて行列開始。笛と鉦のを鳴らし、扇子を扇ぎながら進みます。



準備化粧・着付け
早朝から集合し、おしろい、頬紅、口紅を施し、着物を着ます。

03 使用する衣装、楽器や小道具



主な楽器は笛と鉦で、行列の際に笛が奏でられ、踊りでは7〜8人で構成される歌方の歌に合わせて鉦が打ち鳴らされます。また、踊り子が持つ綾竹も、節の間に小豆が入った楽器の一種です。



04

踊り子を地域で育てる

現在、踊り子の指導は、保存会を中心に、かつての経験者や地域の人々が担っています。幼稚園年長の子どもから小学6年生までが踊り子として成長し、ようやく踊りを習得した頃に卒業を迎えます。

月に1回、地区の集会所を利用して合同練習を行っています。



地区の集会所を利用して行う合同練習



子ども同士で教え合う様子



今年卒業する踊り子と保護者

南須釜念仏踊り保存会

会長 小原 安春 さん



平成31年に保存会会長に就任し、今年で7年目を迎えました。就任当初は少

化により踊り子の確保が課題でしたが、募集範囲を玉川村全体や歴代の踊り子の子どもたちにも広げた結果、今では「自分もやりたい」と申し出てくれる子も増え、人数には困らなくなりました。保存会の運営は元踊り子や地域の皆さんが支えています。かつては厳しい指導のもと、数週間で踊りを覚えて本

番に臨んでいましたが、今は月1回の練習を設け、初心者も無理なく習得できる環境を整えています。

最近では、県外で披露する機会が増え、県外の子どもたちとの交流も活発になりました。念仏踊りを通じて子どもたちが様々な経験を積めることに、大きなやりがいを感じています。

伝統を守ることは誰にでもできることではありません。だからこそ、これからもこの大切な文化を受け継ぎ、南須釜の念仏踊りを通してさらに多くの人々との交流の機会を広げていけたらと考えています。

05

今年卒業の踊り子のコメント

踊り子 林 和奏 さん

4歳から踊りを始め、1年生で全ての踊りが踊れるようになりました。9曲の中では特に「綾竹のねずみ」が難しく、動きがわからず苦戦しましたが、先に踊り子になっていた姉に踊りを教えてもらいました。今までの踊りで、最も印象に残っているのは、夏に東福寺で踊ったことです。春よりも練習を重ねて上達した踊りを、多くの人に見てもらえたのが嬉しかったです。



踊り子 小山田 梨珠 さん

お母さんが元踊り子だったこともあり、連れてきてもらって4歳から踊りを始めました。最初はとても緊張しましたが、続けるうちに慣れていきました。9曲の中で「綾竹のねずみ」が特に難しく、幼い頃はリズムや動きがつかめず、竹を扱うのにも苦労しました。今までの踊りで、最も印象に残っているのは、初めてお寺で踊った時のことです。たくさんの人に見てもらえた経験が強く心に残っています。



06

大寺薬師祭

(毎年4月3日)

地域の貴重な文化財である仏像の修繕を通じて、文化財を大切にする意識を地域住民に育み、次世代へと受け継いでいくとともに、地域の活性化や振興にもつなげることを目的に、福島県・玉川村からそれぞれ1/3の補助を受け、区民が一体となって「県指定文化財保存活用事業補助事業」に令和4年度から取り組んできました。このたび、3カ年にわたる修復事業が完了し、令和7年4月3日の大寺薬師祭と4月6日に、修復完成特別記念事業として「薬師如来立像御開帳」が開催されました。



問い合わせ先

玉川村観光物産協会

0247-57-7230

宅地分譲

すがまプラザ住宅エリア
村民ファースト販売開始

本村が保有する「すがまプラザ住宅エリアの村民ファースト区画」を村にゆかりのある方や
村内に事業所を有する法人等へ分譲します。

■ 分譲の条件

- (1) 個人にあっては、宅地を住宅用地として使用すること。法人にあっては、従業員宿舍・賃貸集合住宅として使用することも可能とする。
- (2) 宅地の引渡しを受けた日から3年以内に、住宅、集合住宅等を建築すること。
- (3) 個人にあっては、宅地の引渡しを受けた日から3年以内に住民登録し居住すること。
- (4) 宅地の引渡しを受けた日から3年間は、宅地を第三者に貸与、又は譲渡してはならない。
- (5) 土地の管理及び住宅の建築にあたっては、当該地域の風致・景観を損なうことのないようにすること。

■ 譲受人の資格

※次に掲げるすべての要件を備える方が対象です。

- (1) 玉川村に定住する意思があって、自らの宅地を必要としている個人又は、村内に事業所を有する法人であること。
- (2) 玉川村にゆかりのある方（例：村民、村内に事業所のある法人、村民のご親戚、Uターン者、現在村内事業所等にお勤めの方、村が主催する移住定住相談会等の参加者など）
- (3) 申込者及び申込者と同居しようとする者が、本村又は住所地の市町村県民税等を滞納していないこと。法人にあっても同様とする。

現地見学

希望される方は、事前に「企画政策課 0247-57-4628」又は「すがまプラザ（須釜行政センター） 0247-57-2104」までお問い合わせください。



生活圈 車での所要時間

- 玉川村役場……………約 10 分
- 須賀川駅前／矢吹町駅前／鏡石町駅前
……………約 20 分
- 郡山駅前……………約 40 分

公共交通

- 泉郷駅(水郡線)……………車で約 10 分
- 奥平バス停(石川駅～須賀川駅)
……………徒歩 3 分
- 福島空港……………車で約 5 分

■ 1区画当たりの分譲面積等

分譲地名	所在地 南須釜字 奥平地内	区画 番号	土地分譲 面積 (㎡)	容積率	建ぺい率	土地㎡ 単価 (円)	土地価格 (円)
すがまプラザ 住宅エリア	108-39	3	306.60	200%	60%	9,000	2,759,400
	108-34	11	257.57	200%	60%	9,000	2,318,130
	108-35	12	257.98	200%	60%	9,000	2,321,820
	108-36	13	258.12	200%	60%	9,000	2,323,080
	108-40	33	334.49	200%	60%	9,000	3,010,410

■ 申込み方法

- 申込用紙・必要書類は村ホームページをご確認いただくか、「玉川役場企画政策課 0247-57-4628」及び「すがまプラザ(須釜行政センター) 0247-57-2104」へ直接お越してください。
- 申込用紙・必要書類を直接持参又は郵送(5月30日(金)必着)ください。

■ 譲受人の選定方法

- (1) 譲受人の資格を有する者が審査を行い、譲受人を決定します。
- (2) 1区画に複数の申込者がいる場合には、抽選により譲受人を決定します。

※ 5月30日以降に決定通知書もしくは抽選会の通知書をお送りいたします。

申込期間

令和7年4月1日(火)～5月30日(金)まで

申込み / お問い合わせ先

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9
玉川村役場 企画政策課 ☎0247-57-4628 FAX0247-57-3952



村公式HP

万感の思いを乗せて新たな旅立ち!

卒業

3月13日の玉川中学校の卒業式を皮切りに、村内の小学校やこども園で卒業式、卒園式が行われ、仲間とともに学び、思い出の詰まった学び舎を巣立っていきました。



3/13
玉川中



3/18
認定こども園
たまかわ
ワックの森



3/21
玉一小



3/21
須釜小



入学

希望いっぱい! 夢いっぱい! 新たなスタートライン!

春は新たな出会いの季節。村内の小中学校やこども園で入学式、入園式が挙行政され、子どもたちの生活がスタートしました。



4/4
認定こども園
たまかわ
ワックの森



4/7
玉一小



4/7
玉川中





田中 瑞穂 (たなか みずほ)

- ▶ ミッション：移住コーディネーター
- ▶ 着任：令和5年2月
- ▶ メッセージ：いよいよ3年目に突入しました！残りの任期もたまかわくらしサポートセンターの運営に携わり、新年度からは「たまかわくらし応援サポーター制度」の実証実験がスタートするなど関係人口拡大や移住・定住促進を加速させます。たくさんの方が訪れる玉川村のため全力で！



和田 正樹 (わだ まさき)

- ▶ ミッション：新産業チャレンジ隊員
- ▶ 着任：令和4年7月
- ▶ メッセージ：7月に卒隊を迎える新規産業チャレンジ隊員の和田です。クラフトビールの醸造、販売を行っています。一昨年から村内でポップ栽培も始めています。クラフトビールだけでなく若年者も楽しめるような物も作っていきたくと思っています。



伊藤 泰助 (いとう たいすけ)

- ▶ ミッション：自転車事業支援隊員
- ▶ 着任：令和5年4月
- ▶ メッセージ：自転車のお兄さんと伊藤です！協力隊の任期もあと1年。卒隊後はBMXスクールを中心とした自転車事業を展開して村内に残り、引き続きより多くの人に自転車の楽しさを伝えていこうと思います！アーバンスポーツたまかわで自転車も買えます！ぜひ遊びに来てください！



黒木 光治 (くろき みつはる)

- ▶ ミッション：たまかわ元気スポーツクラブ活動支援隊員
- ▶ 着任：令和4年9月
- ▶ メッセージ：早いもので任期も残り半年になりました。会社も設立したのでここを起点に玉川村の地域振興に卒隊後も関わりたいと思います！これからは子どもの運動指導だけでなくICTなどのデジタルサポートも行っていきたいと思っています！



矢部 美紀 (やべ みき)

- ▶ ミッション：フリーミッション隊員
- ▶ 着任：令和5年4月
- ▶ メッセージ：村の名産品を使ったアレンジ商品をキッチンカーで販売しています。今年度は育休の為、一時活動を休止しますが、来年度から活動再開します。復帰後は、昨年、商品開発したものをキッチンカーで販売できるようにしていきたいです。



松生 繁 (まつしょう しげる)

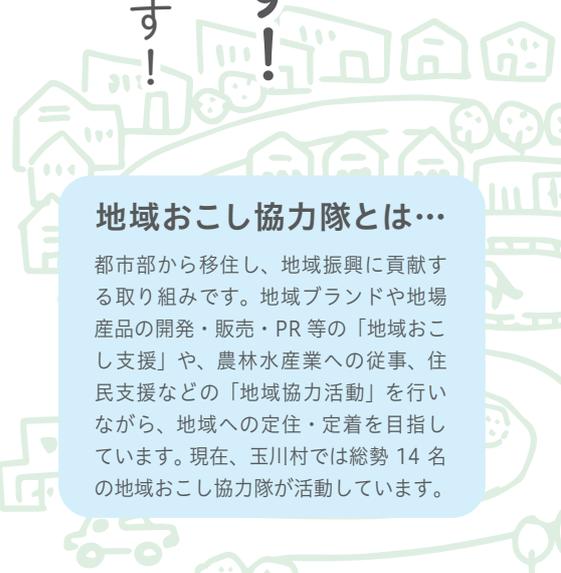
- ▶ ミッション：英語学習支援隊員
- ▶ 着任：令和4年11月
- ▶ メッセージ：秋田県の国際教養大学公認団体「玉川村プロジェクト」メンバーたちによる毎月の小学校5年、6年生向けオンライン授業が定着しました。福島県ひきこもりサポーターとしても、お役に立ちたいと思います。卒隊まで半年です。



私たちは

『地域おこし協力隊』です！

今年度もよろしくお願いいたします！



地域おこし協力隊とは…

都市部から移住し、地域振興に貢献する取り組みです。地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の「地域おこし支援」や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、地域への定住・定着を目指しています。現在、玉川村では総勢14名の地域おこし協力隊が活動しています。



PICK UP!
写真で切り取る
2024年のひとコマ



塩澤 大地 (しおざわ だいち)

- ▶ ミッション：フリーミッション隊員
- ▶ 着任：令和6年4月
- ▶ メッセージ：郡山出身新卒入隊の塩澤です！昨年は森の駅 yodge の畑の管理をメインに活動しました。今年度も野菜を作りながら、養蜂や自然体験イベント、野菜スープの販売など様々なことにチャレンジしたいと思っています！今年もよろしくお願いいたします！



有光 七月 (ありみつ なつき)

- ▶ ミッション：公民館賑わい創出支援隊員
- ▶ 着任：令和6年2月
- ▶ メッセージ：福島に移住した高知県民、有光です。昨年に引き続き「いとおかしな放課後公民館」を中心とした、こどもたちに楽しく学びを提供できる環境づくりに取り組んでいきます！また移動図書館車で各地区にも出向いていきます。本年度もよろしくお願いいたします。



熊谷 慎吾 (くまがい しんご)

- ▶ ミッション：農業支援隊員
- ▶ 着任：令和5年4月
- ▶ メッセージ：農業支援隊員の熊谷慎吾です。協力隊の任期が残り1年になりました。卒隊後の定住・就農を見据えて研修しています。2年で農業の厳しさ楽しさを知ることができました。中途半端な気持ちではできないので時間を無駄にせずに頑張っていきたいです。農業を通じて玉川村を盛り上げていきます！

NEW



齋藤 智誇 (さいとう ちこ)

- ▶ ミッション：算数(数学)学習支援隊員
- ▶ 着任：令和7年4月
- ▶ メッセージ：初めまして！東京都から移住してきました、齋藤智誇です。3月まで学習塾で講師をしていました。学習支援隊員として算数(数学)の面白さを子どもたちに伝えられるよう、そして、安心感を与えられるよう活動していきますので、よろしくお願いいたします。



阿部 海岬 (あべ みさき)

- ▶ ミッション：フリーミッション隊員
- ▶ 着任：令和6年4月
- ▶ メッセージ：元玉川村出身、フリーミッションで活動中の阿部です。今年度の目標は玉川村の魅力を体験できるような観光ツアーの作成・販売やアテンドといった旅行業業務に着手します。また、引き続き南須釜念仏踊り保存会の一員として地域伝統の継承にも貢献していきます。応援よろしく御願います。



若月 正孝 (わかつき まさたか)

- ▶ ミッション：特産品栽培・PR 支援
- ▶ 着任：令和5年7月
- ▶ メッセージ：活動も2年目を迎えましたが実を大きく育てる方法や防虫対策、収量を増やす工夫など、農家の皆さんから学ぶことがまだまだ沢山あります。最近では村内の大豆を使い豆腐作りを始めました。自分なりのこだわり豆腐を作るのに日々試行錯誤を重ねています。

CHECK!

その他SNSも積極的に更新中です



▲インスタグラム



▲フェイスブック

玉川村公式ホームページに地域おこし協力隊ページを開設しました。



黒木 琴音 (くろき ことの)

- ▶ ミッション：コミュニティーナース隊員
- ▶ 着任：令和6年3月
- ▶ メッセージ：地域コミュニティーナースの黒木琴音です。昨年度は健康サロンで運動や健康相談を行い、保健センターでは保健師と連携して活動しました。子どもから高齢者まで、地域の皆さんが健康で笑顔に過ごせるようサポートしていきたいと思ひます！！



小針 有希菜 (こばり ゆきな)

- ▶ ミッション：情報発信支援隊員
- ▶ 着任：令和5年11月
- ▶ メッセージ：昨年度は村公式 SNS の運用や CM 大賞の制作、資格取得に取り組みました。今年度はドローンを活用した情報発信に挑戦し、空撮ならではの魅力的な映像を通じて、玉川村の美しい風景や特色を多くの方々に発信できるよう尽力してまいります。





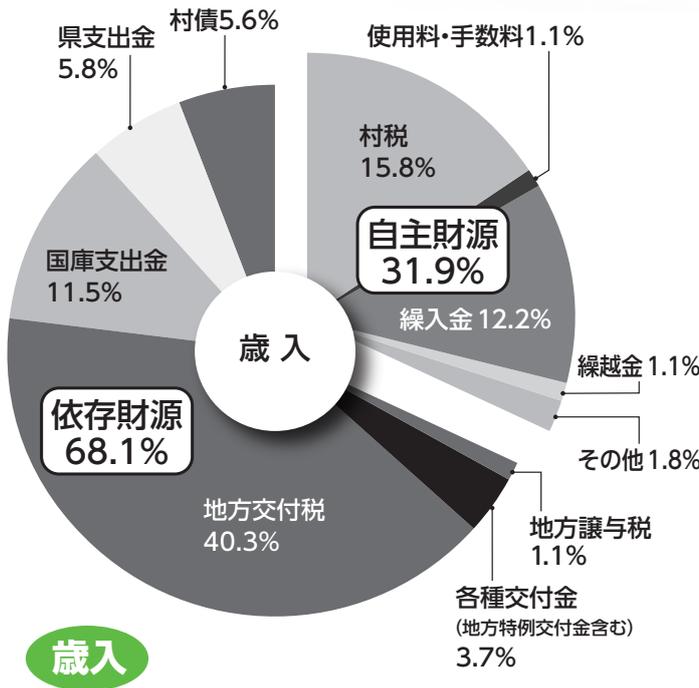
令和7年度施政方針

令和7年度 当初予算のあらまし

一般会計当初予算総額

46億6,800万円

令和7年度の玉川村予算が、3月定例議会において可決決定されました。
 一般会計は、前年度より1億1,000万円少ない46億6,800万円となり、特別会計を含めた総予算額は、80億6,239万9千円となっています。
 令和7年度予算の概要についてお知らせします。



(単位: 千円)

区分	令和7年度当初予算額	令和6年度当初予算額	増減額
村税	738,809	726,795	12,014
使用料・手数料	49,206	49,224	▲18
繰入金	568,372	667,670	▲99,298
繰越金	50,000	50,000	0
その他	84,808	89,897	▲5,089
地方譲与税	52,674	52,140	534
各種交付金(地方特例交付金含む)	171,284	167,293	3,991
地方交付税	1,882,518	1,676,938	205,580
国庫支出金	538,610	553,120	▲14,510
県支出金	270,519	283,083	▲12,564
村債	261,200	461,840	▲200,640
歳入合計	4,668,000	4,778,000	▲110,000

歳入において昨年度と比較して増となる主なものは、普通交付税及び特別交付税等に係る地方交付税が18億8,251万8千円で12.3%の増、個人住民税等の増により地方税が7億3,880万9千円で1.7%の増、住宅借入金等特別税額控除特例交付金の増により各種交付金が1億7,128万4千円で2.4%の増となっております。一方、減となる主なものは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の減により国庫支出金が5億3,861万円で2.6%の減、地域創生総合支援事業等の減により都道府県支出金が2億7,051万9千円で4.4%の減、緊急浚渫推進事業等の減により地方債が2億6,120万円で43.4%の減となっております。

村民一人あたりの予算 801,373円
 令和7年4月1日現在 現住人口 5,825人

<p>・労働費 ・観光等</p> <p>64円</p>	<p>農林水産業費 農業・林業の振興関係</p> <p>46,777円</p>	<p>衛生費 健康増進・予防接種・ ごみ処理等</p> <p>86,155円</p>	<p>民生費 児童・高齢者・障がい 者福祉関係</p> <p>183,264円</p>	<p>総務費 役場庁舎管理・税金の 徴収・戸籍関係</p> <p>162,200円</p>	<p>納める村税相当額 126,834円</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村民税 45,215円 ②固定資産税 64,358円 ③軽自動車税 4,830円 ④市町村たばこ税 12,373円 ⑤入湯税 22円
---------------------------------	---	--	---	---	--

〈令和7年3月定例議会より抜粋〉

「第6次玉川村振興計画後期基本計画」のもと、「村民と共に歩み育む心豊かな村づくり」を基本理念として、「未来(あす)が輝く村づくり」「元気な、たまかわ」を将来像として掲げ、5つの基本目標を柱に据えて、これまでの取組を更にシン力(進化、新化、深化)させることに、住民目線の「現場主義」を念頭に置いて、「選択と集中」を意識しながら、本村の持つ魅力を最大限に発揮できるよう、活力ある元気で豊かな玉川村の創造に向けて予算を編成しました。

歳入については、物価上昇による社会・経済活動への影響等を踏まえ、一般財源総額の確保に努めるとともに、国県支出金を始め、財政調整基金などの各種基金や地方債等を有効に活用し、必要な財源を計上いたしました。

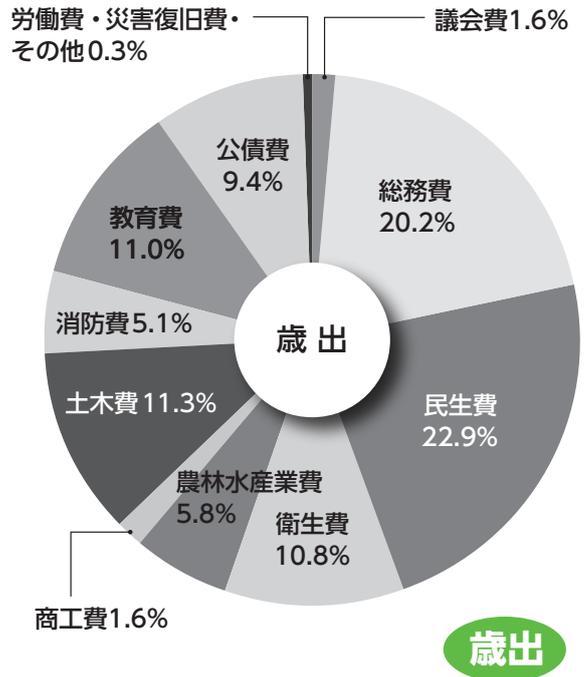
歳出については、引き続き人口減少対策を最重要課題の一つと位置付け、自然減対策、社会減対策の両面から、ハード・ソフトの政策を総合的に進めることとし、移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大に向け、すがまプラザ住宅工リアの販売を始めとした各種事業を実施するほか、小中学校の給食費助成事業の継続や認定こども園への支援など、子ども・子育て支援事業の充実や、高齢者QOL向上サービス実証事業などの高齢者福祉の充実、地方経済・生活環境創生交付金等の活用による地方創生事業の推進、さらには、主要な産業である農業の振興を始めとする産業振興事業及び観光交流事業等しっかりと取り組んでまいります。

また、頻発・激甚化している自然災害への備えとして、たまかわ文化体育館避難所強化事業の実施により、避難所としての機能強化を図るほか、生活インフラの整備として、村道中17号線及び南150号線の道路新設事業等について予算を計上したところであり、その結果、一般会計予算の総額は、前年度と比較して1億1000万円、2.3%減の46億6800万円となりました。

令和7年度は、「第6次玉川村振興計画」の最終年度であることから、各種事業を評価・検証し、次期振興計画で取り組むべき課題の明確化と、それを解決するための目標設定に向けて、大変重要な1年であります。心身と社会的な健康を意味する、「ウェルビーイング」を実現し、生まれて良かった、住んで良かった、選んで良かった玉川村、魅力ある活力ある元気で豊かな玉川村を創造するため、村民の皆さんの声をお聴きしながら、各種施策にしっかりと取り組んでまいります。

(単位：千円)

区 分	令和7年度当初予算額	令和6年度当初予算額	増 減 額
議 会 費	74,999	73,778	1,221
総 務 費	944,815	849,662	95,153
民 生 費	1,067,514	1,079,288	▲ 11,774
衛 生 費	501,850	493,383	8,467
労 働 費	75	102	▲ 27
農林水産業費	272,477	552,861	▲ 280,384
商 工 費	74,857	83,453	▲ 8,596
土 木 費	525,154	496,177	28,977
消 防 費	235,862	248,369	▲ 12,507
教 育 費	513,267	468,295	44,972
災 害 復 旧 費	2,002	2,002	0
公 債 費	441,112	409,607	31,505
そ の 他	14,016	21,023	▲ 7,007
歳 出 合 計	4,668,000	4,778,000	▲ 110,000



歳出において昨年度と比較して増となる主なものは、移住定住対策事業及び地域おこし協力隊事業等に係る総務費が9億4,481万5千円で11.2%の増、緊急自然災害防止事業等に係る土木費が5億2,515万4千円で5.8%の増、認定こども園補助金等に係る教育費が5億1,326万7千円で9.6%の増、長期債償還金の増により公債費が4億4,111万2千円で7.7%の増となっております。

一方、減となる主なものは、生活困窮世帯緊急補助事業等の減により民生費が10億6,751万4千円で1.1%の減、ため池緊急浚渫推進事等の減により農林水産業費が2億7,247万7千円で50.7%の減、プレミアム商品券事業等の減により商工費が7,485万7千円で10.3%の減となっております。

その他
議会費・予備費等

15,625円

公債費
村債の元金・利息

75,727円

教育費
小中学校経費・公民館関係

88,115円

消防費
消防・防災に係る費用

40,491円

土木費
道路整備・公営住宅等

90,155円

商工費
商工業

12,8

令和7年度基本方針に係る主な事業

① 皆で支えあう福祉の村づくり 1,168,256千円

- ①健康づくり推進事業 ②子ども医療費助成事業 ③たまかわっ子誕生祝金支給事業 ④たまかわっ子子育て支援給付金支給事業
⑤出産・子育て応援事業 ⑥子ども・子育て支援事業 ⑦認定子ども園運営支援事業
⑧放課後児童クラブ運営事業 ⑨給食費負担軽減助成事業 ⑩御用聞きサービス実証事業 ⑪障がい者相談支援事業

② 環境にやさしい安全・便利な村づくり 1,430,979千円

- ①定住促進事業 ②公営住宅長寿命化改修事業 ③公営住宅除却事業【新規】 ④社会資本整備総合交付金事業
⑤道路橋梁改修事業 ⑥緊急自然災害防止対策事業 ⑦J-ALERT 受信機更新事業【新規】 ⑧遊水地対策事業
⑨豊かな自然の中で実現する自分だけの「たまかわらし」プロジェクト事業 ⑩文化体育館避難所強化改修事業【新規】

③ 活力のある村づくり 254,232千円

- ①多面的機能支払事業 ②中山間地域等直接支払事業 ③新規就農者確保促進事業
④中小企業経営合理化貸付金事業 ⑤創業支援事業 ⑥ふくしまローカル鉄道利活用事業【新規】
⑦ふくしま再生加速化交付金事業 ⑧たまかわ観光交流施設「森の駅Yodge」運営事業
⑨アーバンスポーツ施設運営事業 ⑩乙な駅施設運営事業

④ 人を育む村づくり 380,005千円

- ①小中学校管理・教育振興事業 ②学校教育指導員事業 ③通学用自動車等管理事業
④給食施設管理運営事業 ⑤奨学資金貸与事業 ⑥ICT 教育支援事業 ⑦学校建築事業【新規】
⑧スポーツ推進事業 ⑨中学生国内研修事業 ⑩福島空港利活用促進事業

⑤ 交流と協働の村づくり 268,386千円

- ①地域おこし協力隊事業 ②すがまプラザ交流センター運営事業 ③コミュニティ助成事業
④地域交流活性化事業 ⑤広報たまかわ発行事業 ⑥村ホームページ管理事業 ⑦花いっぱい運動事業
⑧まちづくり研究会活動事業 ⑨各種証明書コンビニ交付事業 ⑩玉川村振興計画策定事業

特別会計の状況

(単位：千円)

会 計 名	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	増 減 額
国民健康保険特別会計	680,443	668,472	11,971
介護保険特別会計	695,428	696,868	▲1,440
後期高齢者医療特別会計	73,930	70,815	3,115
宅地造成事業特別会計	108,932	13,074	95,858
上水道事業会計	861,253	800,200	61,053
農業集落排水事業会計	974,413	863,351	111,062
合 計	3,394,399	3,112,780	281,619



すがまプラザ交流センター



スポーツや

健康維持

ライオンズクラブより寄贈

2月18日、たまかわ文化体育館でグラウンド整備専用スポーツトラクタ贈呈式が行われ、ライオンズクラブ国際協会33321D地区車田信彦ガバナーから「村内のクラブ活動や大会、学校行事などで有効活用してほしい」と目録が手渡されました。

広大なグラウンドの整備にスポーツトラクタを導入することで、子どもたちが安心してスポーツに打ち込める環境、高齢の方が健康維持のために運動できる環境といった、青少年のスポーツ育成・高齢者の健康支援に役立ちます。素晴らしいご支援に心より感謝申し上げます。



車田ガバナー(左4人目)とライオンズクラブの皆さんより目録を受領

お子さんの誕生を祝って

「たまかわっ子誕生祝金」を給付

新しい家族が増えたご家族へ、お子様の誕生を祝福し、健やかな成長を願い、村の子育て支援施策のひとつである「たまかわっ子誕生祝金」が贈られました。

お誕生、おめでとうございます。

◆たまかわっ子誕生

須藤みのんさん(第4子)(中)

須藤竜也さん(父) 渉さん(母)

○お子さんへの想い

元気に明るく優しい子に育ててほしいです。

高崎愛衣さん(第3子)(竜崎)

高崎悠河さん(父) 菜由さん(母)

○お子さんへの想い

健康第一でのびのびと元気に育ててほしいです。

真弓月栳さん(第3子)(蒜生)

真弓勝弘さん(父) 美幸さん(母)

○お子さんへの想い

元気でのびのびと育ててほしいです。



左より真弓さん、高崎さん、須藤さん



素敵な笑顔の月栳さん

スポ少交流

玉川村スポーツ少年団交流会

3月6日、玉川村スポーツ少年団本部主催によるスポーツ少年団交流会がたまかわ文化体育館で行われ、単位団(玉川ソフトボールスポーツ少年団・玉川バスケットボールスポーツ少年団)の児童約30名とその保護者が参加しました。

交流会は、それぞれの団体を混合し全4チームに分かれ、ドッジビーを行い、チーム対抗で競技し、親子や児童たちが交流を深めました。



単位混合によるドッジビーで交流を深めた団員たち



みんないっしょに、さるなつき~!

さるなしの日贈呈式

村の特産品である「さるなし」を身近に感じてもらう取り組みとして、「さる(3)なし(7)」の語呂にかけて、3月7日に村内の認定こども園及び小中学校へさるなしドリンク約4,500本を配りました。

認定こども園たまかわクックの森で行われた贈呈式では、須釜村長と地域おこし協力隊の若月正孝さんから年長組の代表者にさるなしジュースが手渡されました。園児たちは、さるなしのイメージキャラクター「さるなつき~」の名前を掛け声とともに、素敵な笑顔を見せてくれました。



さるなしドリンクを手に「さるなつき~!」

新たな農業の担い手が誕生

農業経営改善計画・青年等就農計画認定書交付式

農業経営改善計画・青年等就農計画認定書交付式が、2月12日と3月18日に役場で行われました。

2月に行われた交付式には、小林和央さん・由里さん夫妻が認定されました。また、3月18日に行われた交付式には、森隆義さん・未来さん夫妻、草野清憲さん、須藤祐樹さんが認定され、両日とも須釜村長から皆さんに認定書が交付されました。

小林さんは「農業は思い通りにいかないところに苦戦するが、自らがイメージする農業になるよう日々努力をしていきたい。そして、お客様からの「美味しかった」の言葉が励みになる。多くの方に野菜を手にとってもらえるよう頑張りたい」と、抱負を語ってくださいました。

森さんは「食は生きるための根幹であり、それを支える農業はとても大切な仕事。次の世代にも農業の魅力を感じてもらいたい」と、草野さんは「現状を維持しながら家畜の飼育に重点を置いて取り組んでいきたい」と。そして須藤さんは「苗作りから省力化を図り、効率的な農業ができるよう勉強しながら挑戦していきたい。また地域の景観を守る役割も担っているので、農業を通じて美しい風景を守っていききたい」と意気込みを語ってくださいました。



左より森隆義さん、未来さん夫妻、草野清憲さん、須藤祐樹さん



認定農業者となった小林和央さん・由里さん夫妻

信仰され後世に引き継がれるため

南須釜区指定文化財修復完成記念講演会

3月16日、すがまプラザ交流センターで仏像文化財修復工房代表の松岡誠一氏(新潟県田上町)を講師に迎え、南須釜区指定文化財修復完成記念講演会(南須釜区主催)が開かれました。

講演会では修復過程での文化財として、これまでの歴史を尊重しつつ元々の彫刻の造形を取り戻すような文化財としての仏像修復について伺うことができました。

講演会終了後、日光菩薩像、月光菩薩像及び木造十二神将立像の計14体の修復作業を経て、今回、東福寺に納められました。



松岡氏の講演に熱心に耳を傾ける来場者



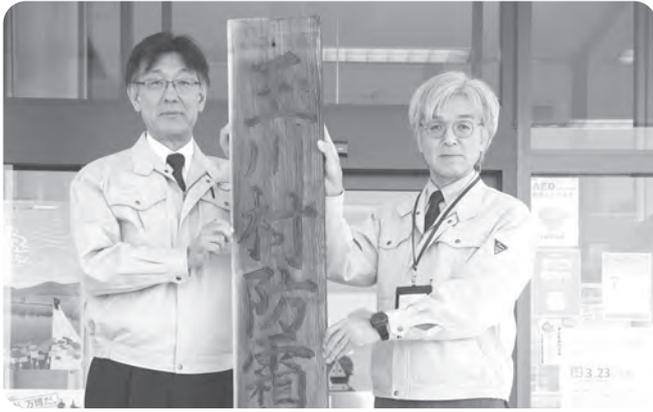
凍霜害を 防ぐための対策を！

防霜対策本部を設置

3月19日、須釜村長を本部長とする「玉川村防霜対策本部」を役場に設置し、須釜村長と塩田産業振興課長（現総務課長）が役場玄関に看板を掲げました。

同対策本部は、農作物の凍霜害を未然に防ぐとともに、被害を最小限に食い止めるため、霜注意報が発令された際には、防災行政無線などで農家に注意を喚起します。

設置の期間は3月19日から5月31日までとなります。



役場玄関前に看板を掲げる須釜村長と塩田課長

地域の更なる防災力向上へ

小型ポンプ積載車及び小型ポンプ引渡式

玉川村消防団に消防小型ポンプ積載車1台及び小型ポンプ1台を配備し、3月24日、役場駐車場で引渡式を行いました。

この積載車とポンプは、南須釜分団の新旧車両の入れ替えに伴うもので、地域の防災活動に活用していくことになります。

引渡式では、須釜村長から「地域の安全安心を守るため、昼夜を問わずご尽力いただいていることに、感謝申し上げます。地域の防災活動に有効活用していただきたい」とあいさつがあり、大野政幸村消防団長へ目録が手渡されました。

その後、大野団長は「貴重な財源の中から村消防団のため、車両とポンプを更新配備していただき、感謝申し上げます。有事の際は機能を生かし、村民の付託に応えられるように、努める所存です」と力強く表明しました。



目録を受け取る大野団長と南須釜分団の皆さん

各行政区長に感謝状

令和6年度区長会

3月25日、マーヴェラス末広で令和6年度最後の区長会が開かれ、須釜村長より区長一人ひとりに感謝状が手渡されました。

地域住民のためにご活躍いただいた各行政区長のみなさん、一年間大変お世話になりました。



感謝状を手にする各行政区長

新たな農業の担い手が誕生

農業経営改善計画認定書交付式

農業経営改善計画認定書交付式が、3月26日に役場で行われました。

今回、関根勝夫さん（北須釜）、大竹恵美子さん（岩法寺）が認定され、須釜村長から認定書が交付されました。

大竹さんは「農業の魅力はお客様から直接“美味しかった”と声を掛けてもらえること。その言葉が励みになります」と、また、関根さんは「繁殖牛の勉強をし経営拡大を目指したい。食を通じて人を笑顔にできるのが一番のやりがいです」と自らの想いを語ってくださいました。



認定農業者となった関根さん



体育施設の団体利用・個人利用について

下記の体育施設について、**団体利用・個人利用が可能です**。※休館日 毎週月曜日・12/29～1/3

- 玉川村民グラウンド ■ たまかわ文化体育館アリーナ・クラブハウス（会議室）・トレーニング室
- クックドームたまかわ ■ すぱーくたまかわ

<団体利用(専有)>

ご利用の場合は、希望日時の施設空き状況をお電話（玉川村公民館：0247-57-4632）にてご確認のうえ、仮予約を行い、利用する2日前までに公民館窓口（平日 8:30～17:15の間）またはFAX(0247-57-4686)にて申請手続きをお願いします。施設使用料については、公民館窓口、役場会計室または指定金融機関にてお支払いください。

<個人利用>

施設に団体利用（専有）の予約がない場合、個人利用が可能です。（休日の施設予約状況については、公民館 Instagram にて情報を公開しております。）
たまかわ文化体育館アリーナ・クックドームたまかわを利用したい場合は、必ずご利用前に公民館窓口にて使用名簿へのご記入をお願いします。

<トレーニング室>

平日 / 9:00～21:00
（最終入室は 20:00）
休日 / 10:00～21:00
（最終入室は 20:00）
予約は必要ありませんが、トレーニング室を使用する際はチケットの購入が必要となります。チケットは、平日 8:30～17:15、休日 10:00～18:00 まで公民館窓口で購入することができます。

たくさんの方が利用する施設です。ルールを守って使用しましょう。
申請書や料金表については、玉川村公民館ホームページよりダウンロードすることができます。

地域おこし協力隊だより

Instagram



Facebook



1年5か月が経ちました

こんにちは、情報発信支援隊員の小針です。令和4年11月に着任し、今年で2回目の春を迎えました。昨年度にドローンの国家資格を取得し、今年度は機体を導入して村内各地を空撮する予定です。村内でドローン撮影をご希望の方や、撮影に適したおすすめのスポットがありましたら、以下QRコードより、お気軽にご連絡ください。

撮影依頼はこちらから



▼最近の情報発信支援隊員の1日

8時30分	業務開始
9時00分	メール、1日のスケジュールチェック
10時00分	SNS配信準備、ポスター制作、ブログ執筆 イベントや行政情報をSNSで分かりやすく発信するためにデザインします。
11時00分	打ち合わせ ホームページ委託会社と村公式HPの改善や新しい機能の追加などについて打ち合わせをします。 取材、広報たまかわ記事制作、SNS配信 村長室で行われる受賞報告の取材をします。取材内容は広報たまかわやSNSで発信します。
12時00分	お昼休み（自宅に戻って食べます）
13時00分	取材、広報たまかわ記事制作、SNS配信 村内のイベント、学校行事などを取材します。
15時00分	企画書作成、打ち合わせ （今後の取材などの準備をします）
16時30分	業務終了





■ 玉川村観光物産協会からのご案内

令和7年度がはじまりました。お仕事や学業でステップアップされた方、新生活がスタートされた方も多いのではないのでしょうか。

協会スタッフも、気持ちを新たに、村民のみなさまにわくわくしていただけるよう、引き続き玉川村の「美味しい」「楽しい」「便利な」情報を発信して参りますので、今年度も何卒よろしくお願いたします！

■ SNS投稿について♪

協会では玉川村の美味しいグルメを発信中です！

皆様も玉川村の美味しいメニュー、おすすめのお店を投稿する際はぜひ「#玉川村グルメ」のハッシュタグをご使用ください。



ちいさなケーキ屋さん Hare



鮎むなかた



こぶしの里

「#玉川村グルメ」で
投稿中！



■ 「春のこわたま市」が開催されました！

3月23日、すがまプラザ交流センターにて第9回「春のこわたま市」が開催され、約20店舗が出店し、ハンドメイド雑貨や工芸品等を販売しました。

また、村地域おこし協力隊による縁日コーナーや自転車体験、こども食堂企画の「夢みる給食」の上映、キッチンカーも出店し、村の魅力をPRしました。

当日は天候にも恵まれ、村内外より訪れた多くの方々と賑わい、すがまプラザで交流を深めていました。



スクリーンを囲む来場者



多くの来場者で賑わう会場



行政相談開催します

総務省では、行政相談委員として、眞弓好司さん（蒜生）を委嘱しています。

行政相談委員は、総務大臣が委嘱するもので、国の仕事を始め、特殊法人等の仕事についての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関等との間に立って、その解決を促進するよう相談に応じています。

行政相談員はいつでも相談に応じていますが、次により相談会を開設しますので、お気軽にご利用ください。

行政相談会

日 5月22日(木)

役場北庁舎1階会議室
午前9時から午前11時30分
すがまプラザ交流センター
1階会議室4

午後1時30分から午後4時
総務課総務係
問 57-4621

5・6月のお知らせイベントをご案内します。

《マークの見方》

日	日時	場	場所・会場
内	内容	対	対象
定	定員	申	申込方法
¥	費用	問	お問い合わせ
他	その他		

ふくしま駅伝 参加者募集!

村では、11月16日(日)に開催される「第37回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会(ふくしま駅伝)」に出場する玉川村チームの選手及びマネージャーを募集しています。

● 応募資格

中学生以上の村民
小学校時、村内に在住していた方

● マネージャー応募資格

平日の練習及び各種大会のサポートができる方

● 応募期限
6月13日(金)

● 問 公民館 57-4632

自動車税種別割の納期限は、6月2日です

自動車税種別割は毎年4月1日(午前0時)現在で運輸

支局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合合は使用者)が納めることになっていきます。

納期内であれば、全国の主なコンビニエンスストアでも納めることができます。また、キャッシュレス決済アプリによる納付(PayPay等)、インターネットを利用したクレジットカード納付も可能です。

納税通知書は5月上旬に送付されますので、転居等により届かない場合はお問い合わせください。

● 自動車税種別割の減免制度について

一定の要件に該当する障がいのある方のために使用される自動車については、自動車税種別割の減免制度がありますので、令和7年6月2日までに申請してください。

問 福島県中地方振興局 県税課第二課

024-935-11261



玉川中学校卒業式



玉川中学校卒業式



須釜小学校卒業式



玉川第一小学校卒業式

● 総務課	57-4621	● 産業振興課・農業委員会	57-4627/57-4629
● 企画政策課	57-4628	● 地域整備課	57-4626/57-4631
● すがまプラザ交流センター	57-2104	● 遊水地対策室	57-6130
● 住民課	57-4624	● 議会事務局	57-4630
● 税務課	57-4622	● 教育委員会	57-4633
● 会計室	57-4625	● 公民館(文化体育館)	57-4632
● 健康福祉課	57-4623	● 須釜行政センター	57-2061
● 保健センター	37-1024		

玉川村内に太陽光発電設備の設置をお考えの事業者の方へ

玉川村議会3月定例会において『玉川村太陽光発電設備設置事業と地域の調和に関する条例』が制定されたことにより、太陽光発電設備の設置事業には、村による同意が必要となりました。

制定理由

村内における太陽光発電設備の設置等に関し必要な事項を定めることにより、事業者の方に 防災や生活環境、自然環境、景観に配慮した事業を実施していただくことで、太陽光発電事業と地域との調和を図り、地域住民の安全な生活と本村の環境の保全を確保することを目的としておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

施行日

令和7年5月1日

条例の概要

○対象となる太陽光発電設備

定格出力が10キロワット以上のもの（建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く）

○届出・同意申請

太陽光発電設備の設置に関しては、事業に着手する60日前までに、村に届出・同意申請をしていただくこととなります。また、届出・同意申請の前に、事業区域に属する行政区や近隣関係者に対し、事業計画等についての説明を行っていただく必要があります。

○抑制区域の指定

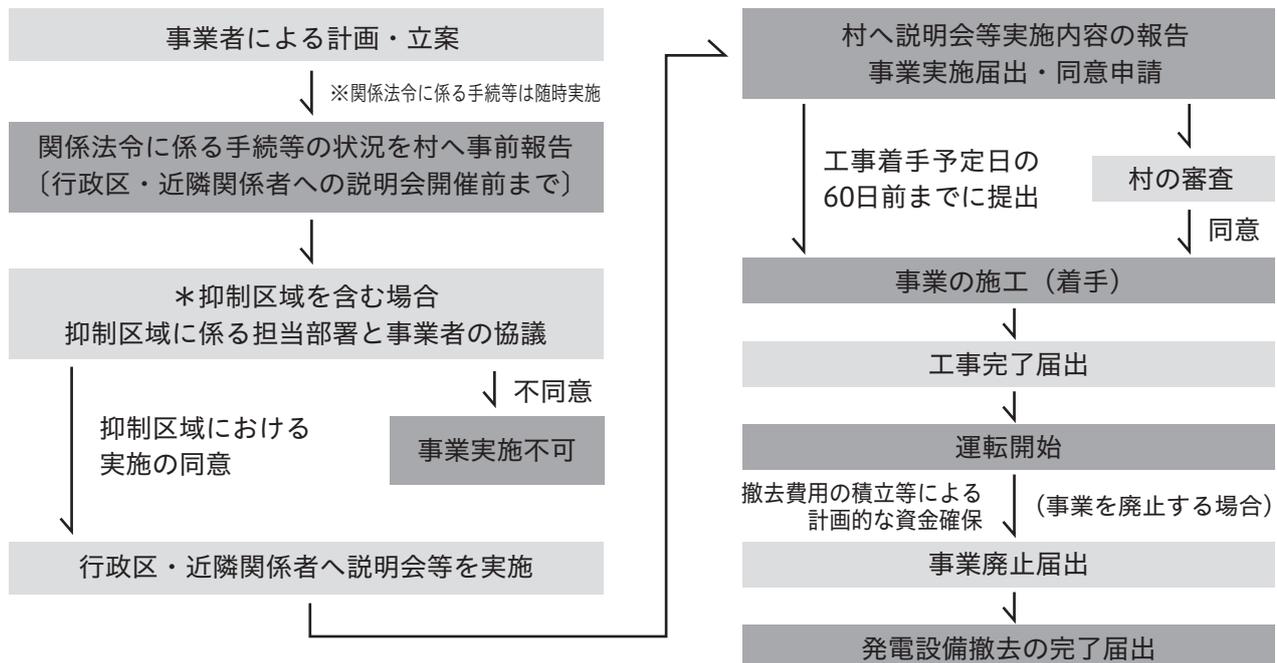
自然環境等の保全又は土砂災害への影響といった観点から「抑制区域」を設定しました。事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、原則として村は事業に同意できません。

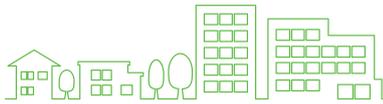
既存の事業者について

本条例施行の前に、既に太陽光発電設備を設置し、事業を開始している事業者においても、適正な維持管理や事業の変更・廃止等に係る手続きの規定が適用されることとなります。

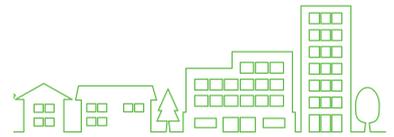
事業実施のフロー

*詳しくは、村ホームページをご覧ください





補助金特集



たまかわ移住支援金給付事業			
趣 旨	移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行うふくしま移住支援金給付事業において、東京23区内に居住または通勤していた方が玉川村に移住し、就業や起業等をした場合に移住支援金を交付します。	要 件 (補助対象)	①『感動!ふくしま』プロジェクト等に掲載される対象法人に応募して採用されること。 ②プロフェッショナル人材事業において採用されること。 ③地域課題解決型企業支援金の採択を受けること。 ④玉川村の関係人口と認められる県内で就業すること。 ⑤移住元での業務を移住先においても引き続きテレワークを行うこと。 ※予算の都合で年度途中で募集を締め切ることがあります。
対 象 者	一定期間、東京23区に在住又は埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区に通勤していた方		
補 助 率 (限度額)	(単身)基本額 60万円 (2人以上の世帯)基本額 100万円 (子育て加算) 18歳未満の世帯員1人につき最大100万円	そ の 他	詳細は、企画政策課ホームページをご確認ください。 https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/plan/001645.html

移住定住促進補助事業「移住者居住支援事業」及び「戸建て中古住宅取得補助事業」(移住者向け)									
趣 旨	移住の促進及び人口の増加を図り、人々が集う豊かで活力ある地域づくりのため、新築住宅を取得した方、また中古住宅を取得した方へ、補助金を交付します。	要 件 (補助対象)	①新規取得した住宅の所有者 ②同居する世帯員全員が、所在地に住民登録していること ③同居する世帯員全員に市町村民税等の滞納がないこと ④5年以上継続して対象住宅に居住する意思があること ⑤過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金の交付を受けていないこと ※予算の都合で年度途中で募集を締め切ることがあります。						
対 象 者	令和6年4月1日以降に、新築住宅または中古住宅を取得した方								
補 助 率 (限度額)	<table border="1"> <tr> <td>(新築住宅)</td> <td>(中古住宅)</td> </tr> <tr> <td>基本額 30万円</td> <td>基本額 20万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">移住者加算20万円 子育て加算(第1子10万円 第2子以降20万円)</td> </tr> </table>	(新築住宅)	(中古住宅)	基本額 30万円	基本額 20万円	移住者加算20万円 子育て加算(第1子10万円 第2子以降20万円)		そ の 他	詳細は、企画政策課ホームページをご確認ください。 https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/plan/001638.html
(新築住宅)	(中古住宅)								
基本額 30万円	基本額 20万円								
移住者加算20万円 子育て加算(第1子10万円 第2子以降20万円)									

移住定住促進補助事業「若年層定住促進補助事業」(定住者向け)			
趣 旨	定住の促進及び人口の増加を図り、人々が集う豊かで活力ある地域づくりのため、新築住宅を取得した方へ、補助金を交付します。	要 件 (補助対象)	①新規取得した住宅の所有者 ②同居する世帯員全員が、所在地に住民登録していること ③同居する世帯員全員に市町村民税等の滞納がないこと ④5年以上継続して対象住宅に居住する意思があること ⑤過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金の交付を受けていないこと ※予算の都合で年度途中で募集を締め切ることがあります。
対 象 者	45歳未満の方で、令和6年4月1日以降に、新築住宅を取得した方		
補 助 率 (限度額)	基本額 30万円 子育て加算(第1子10万円 第2子以降20万円)	そ の 他	詳細は、企画政策課ホームページをご確認ください。 https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/plan/001638.html

子育て世帯応援転入費用補助金(移住者向け)			
趣 旨	子育て世帯の移住を促進するとともに、村内経済の活性化を図ることを目的に、本村に移住するための引越しに係る費用に対して、補助金を交付します。	要 件 (補助対象)	①本村に転入した日から起算して3か月を経過していない世帯 ②3年以上継続して本村に定住する意思があること ③引越し作業において、事業者と引越し作業にかかる契約を締結していること ④市町村民税等について滞納がない世帯であること ※予算の都合で年度途中で募集を締め切ることがあります。
対 象 者	玉川村に転入(住民基本台帳に登録)した子育て世帯で、転入から3か月以内の方 ※子育て世帯:15歳未満の子がいる世帯及び申請者又は配偶者が妊娠している世帯		
補 助 率 (限度額)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で、10万円を上限とする ※補助対象経費:引越し運送費用、荷造り等のサービス費用、付帯サービス料	そ の 他	詳細は、企画政策課ホームページをご確認ください。 https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/plan/000067.html

空き家・空き地バンク利活用事業費補助金			
趣 旨	空き家・空き地バンクの利活用による移住及び定住の促進を図るため、玉川村空き家・空き地バンクを利用して村に定住を希望する者等に補助金を交付します。	要 件 (補助対象)	①空き地を購入し、その土地に住宅を新築し当該住宅に3年以上居住する意思がある方 ②空き家を購入し、当該物件に3年以上居住する意思がある方 ③空き家・空き地の所有者 ※予算の都合で年度途中で募集を締め切ることがあります。
対 象 者	玉川村空き家・空き地バンクを利用して、契約が成立した空き家・空き地の所有者及び購入者 ※購入者は居住用として使用する場合に限り		
補 助 率 (限度額)	購入契約1件につき 所有者:5万円または売買金額に2分の1を乗じて得た額の低い方 購入者:10万円または売買金額に2分の1を乗じて得た額の低い方	そ の 他	詳細は、企画政策課ホームページをご確認ください。 https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/plan/000070.html



結婚新生活支援事業			
趣 旨	結婚に伴う新生活に要する費用の一部を補助することにより、村内における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引っ越し費用等の一部に補助金を交付します。	要 件 (補助対象)	①法律上の婚姻をしていること ②夫婦の前年の総所得額が500万円未満であること ③補助を受けようとする年度の翌年度から1年以上居住する意思を有すること ④婚姻の日において、夫婦の双方が39歳以下であること ⑤補助金の対象となる期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日 ※予算の都合で年度途中で募集を締め切ることがあります。
対 象 者	令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦		
補 助 率 (限度額)	補助対象経費の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額)とし、30万円(婚姻届を提出し、受理された日における夫婦の年齢がともに29歳以下である新婚世帯にあたっては60万円)を限度とする	そ の 他	詳細は、企画政策課ホームページをご確認ください。 https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/plan/001959.html

問 企画政策課 ☎ 57-4628

立地企業従業員定住奨励金			
趣 旨	村内に立地する企業にお勤めの方で、村内のアパート等へ入居される転入者の方へ、賃料の一部(1/2)を、最大3年間支援します。	要 件 (補助対象)	①転入日における年齢が満30歳以下 ②村内立地企業に正規雇用されている方 ③村内立地企業へ就業に伴う転入であること ④交付申請日において、世帯主であること ⑤市町村税等の滞納がないこと ⑥村内アパートなどへ入居予定している方 ⑦将来とも村内に居住し、永住の意思を有するもの ⑧過去にこの要綱に基づく交付を利用していないもの
補 助 率 (限度額)	賃料の1/2 最大3年間(月額上限30,000円)		
そ の 他	アパート等に入居後(転入後)6ヶ月以内に申請。		

福島空港利活用促進事業	
趣 旨	福島空港の利活用の促進を図るため、玉川村民2名以上で福島空港を利用する場合に補助金を交付します。
補 助 額	国内線：一人 5,000円 国際線：一人 20,000円
要 件 (補助対象)	①2名以上の玉川村民団体 ②福島空港発着路線の往路若しくは復路を利用すること ③当該事業において当該補助金の他に、玉川村の補助金等の交付を受けていないこと
そ の 他	様式等は村ホームページからダウンロードしてください。(詳細については、村ホームページをご覧ください。)

住宅リフォーム支援事業	
趣 旨	村内経済の活性化を図るとともに、安全・安心で快適な生活が営めるよう、住宅環境の向上や長寿命化のため、住宅の増改築を支援します。
対 象 者	①村内にお住まいの方で、自ら居住する持ち家住宅を増改築(リフォーム)する方 ②1年以内に本事業の交付を受けていない方
補 助 率 (限度額)	補助対象工事費の20%に相当する額(1,000円未満切り捨て)(上限20万円)
要 件 (補助対象)	次に掲げるすべてを満たす工事 ①増改築(リフォーム)に要する費用が20万円(税込)以上であること ②村内に事務所を置く建築業者等が施工すること
そ の 他	様式等は村ホームページからダウンロードしてください。(詳細については、村ホームページをご覧ください。)

電気牧柵設置補助事業	
趣 旨	イノシシによる農作物への被害防止を図るため、電気牧柵設置を支援します。
対 象 者	農業者
補 助 率 (限度額)	事業費の1/2以内(上限50,000円)
そ の 他	申請の際は、産業振興課までご相談ください

施設園芸振興事業	
趣 旨	ビニールハウスの新設及びビニール張替えに要する経費を助成し、施設園芸の振興を図ります。
対 象 者	①認定農業者 ②認定就農者 ③その他村長が認める者
補 助 率(限度額)	事業費の1/2以内(上限150万円)
要件(補助対象)	ビニールハウス整備(資材費・工事費)に係る経費
そ の 他	希望される方は、事前に産業振興課へご相談ください。

農作物災害緊急対策事業	
趣 旨	突発的な自然災害(霜、雹など)により、30%以上の被害を受けた農作物について、早期営農回復を図るため、樹勢回復に要する資材等の経費を支援します。
対 象 者	農業者
補 助 率	事業費の3/10以内
そ の 他	詳細は、産業振興課へお問い合わせください。

収入保険加入促進事業	
趣 旨	自然災害や新型コロナウイルスなど、農業経営における様々なリスクに対する、農業経営の安定化を図るため、収入保険の加入に要する経費を支援します。
対 象 者	農業者
補 助 率(限度額)	①保険料及び事務費 1/3以内(上限3万円)
そ の 他	詳細は、産業振興課へお問い合わせください

問 産業振興課 ☎ 57-4629



住宅用太陽光発電システム等導入促進事業	
趣 旨	地球環境にやさしい社会の実現に向けて、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム等の導入を支援します。
対 象 者	自ら居住する村内の住宅又は住宅の附帯構造物及び住宅敷地に設置した者又は村内の設置された新築住宅を購入し居住している者。
補 助 率 (限度額)	①太陽光発電システム 1kw:15,000円(上限4kw:60,000円) ②ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS) 一律5,000円 ③家庭用蓄電システム 1kw:20,000円(上限4kw:80,000円)
そ の 他	申請の際は、住民課までご相談ください。 (詳細は、村ホームページをご覧ください。)

問 住民課 ☎57-4624

浄化槽設置整備事業	
趣 旨	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、設置・整備に係る費用を助成します。
対 象 者	専用住宅に10人以下の浄化槽を設置する者(農業集落排水事業実施区域外の地域)
補 助 率 (限度額)	○5人槽:332,000円 ○6~7人槽:414,000円 ○8~10人槽:548,000円 ○単独処理浄化槽撤去:45,000円 ○くみ取り便槽撤去:30,000円
要 件 (補助対象)	①浄化槽法及び建築基準法の規定による確認を受けて浄化槽を設置する者 ②専用住宅を借りている者で、所有者の承諾を得ている者 ③販売以外の目的で浄化槽付きの専用住宅を建築する者

問 地域整備課 ☎57-4631

生ごみ処理機等購入費補助事業	
趣 旨	一般家庭から排出される生ごみの減量化と有機資源の循環を実行するため、電動式生ごみ処理機等の購入またはレンタルに対し助成します。
対 象 者	村内に住んでいて、生ごみ処理機等を使用し維持管理できる方
補 助 率 (限度額)	①村税等の滞納が無い方(同居する家族を含む。) ②前回の購入等から5年以上が経過していること。
要 件 (補助対象)	①電動式生ごみ処理機(購入):上限30,000円(購入価格の1/2以内) ②電動式生ごみ処理機(レンタル):上限1か月1,000円(30か月)(月額1/2以内) ③コンポスト容器:上限5,000円(購入価格の1/2以内) ④EMぼかし容器:上限5,000円(購入価格の1/2以内)
そ の 他	申請の際は、住民課までご相談ください。また詳細は、住民課ホームページをご確認ください。 https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/resi/004047.html

問 住民課 ☎57-4624

玉川村空き家改修等支援事業	
趣 旨	村内の空き家の利活用及び移住定住を促進するため、空き家の改修等を支援します
対 象 者	◆空き家改修:①移住者②子育て世帯③新婚世帯(婚姻の届出から5年以内で39歳以下)④東日本大震災の被災者・避難者⑤二地域居住者⑥既空き家居住者(①~④に該当する方で居住後1年以内) ◆空き家の建替(除却):①移住者②子育て世帯③新婚世帯(婚姻の届出から5年以内かつ夫婦いずれかが39歳以下)④東日本大震災の被災者・避難者 ◆空き家の状況調査:①所有者②相続予定者③購入予定者④賃借予定者
補 助 率 (限度額)	◆空き家改修:①改修:補助対象経費の1/2以内(上限150万円(二地域居住者は上限80万円)) ②ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の選定等:補助対象外経費の1/2以内(上限30万円(既空き家居住者は対象外)) ◆空き家の建替(除却):補助対象経費の1/2以内(上限80万円) ◆空き家の状況調査:補助対象経費の1/2(上限4万円)
そ の 他	申請期限:令和7年9月30日
要 件 (補助対象)	◆空き家改修:空き家の所有者又は賃借者が、自ら居住するために行う空き家の改修、ハウスクリーニング及び残置物処分を行う事業 【対象経費】 ①空き家の改修に要する経費 ②空き家のハウスクリーニングに要する経費 ③空き家の残置物処分に要する経費 ④空き家が存する敷地内の庭木の剪定・除草等に要する経費 ⑤家電リサイクル対象品(エアコン・テレビ・冷蔵庫等)の処分 ⑥玉川村が無料で収集を行うごみ(粗大ごみを含む。)及び資源物の処分 ◆空き家の建替(除却):空き家の所有者が、自ら居住するため(解体後1年以内に同一敷地内の戸建住宅に定住すること)に必要な購入等した敷地の空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業 【対象経費】 ①空き家及び空き家が存する敷地内にある付属建築物の解体に要する経費 ②空き家の残置物処分に要する費用 ③空き家が存する敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用 ◆空き家の状況調査:補助対象者が、空き家の状況の把握や市場価値を明確にするために行う既存住宅状況調査を行う事業 【対象経費】 状況調査及び調査報告書作成に要する費用

玉川村空き家活用等支援事業

趣 旨	村内の空き家の利活用を促進し交流人口を拡大するため、空き家の改修等を支援します
対 象 者	◆空き家改修:空き家を所有又は賃貸借する法人 ◆空き家の建替(除却):空き家を所有する法人
補 助 率 (限度額)	◆空き家改修:補助対象外経費の2/3以内(上限30万円) ◆空き家の建替(除却):補助対象経費の1/2以内(上限80万円)
そ の 他	申請期限:令和7年9月30日
要 件 (補助対象)	◆空き家改修:空き家の所有者又は賃借者が、利活用するために行う空き家の改修を行う事業 【対象経費】 空き家の改修に要する経費 ◆空き家の建替(除却):空き家の所有者が跡地利用ため(解体後2年以内)に必要な購入等した敷地の空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業 【対象経費】 ①空き家及び付属建築物の解体に要する経費 ②空き家の残置物処分に要する費用 ③空き家の存する敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用

問 地域整備課 ☎57-4631

すくすく わくわく 子育て情報



村で行っている子育てに関するサポート、手当や助成制度などをお知らせします。

たまかわっ子子育て支援給付金

●支給要件

- ①保護者が3歳未満の児童を養育していること。
- ②保護者が、継続して1年以上玉川村に住所を有し、現に居住していること。
- ③保護者及び保護者と生計を一にする者に、村税等の未納がないこと。

●給付金の額(月額)…児童1人あたり5,000円

たまかわっ子誕生祝金

●支給要件

- ①子どもの誕生前、引き続き1年以上玉川村に住所を有し、現に居住していること。
- ②子どもの誕生後、引き続き3か月以上玉川村に住所を有していること。
- ③第2子以降については、生計を同じくする18歳以下の兄弟が同居していること。
- ④保護者及び保護者と生計を同じくする者に、村税等の未納がないこと。

●祝金の額

第1子:10万円、第2子:20万円、第3子以降:50万円

児童手当

●支給対象(所得制限・所得上限が設けられています)

中学校卒業までの児童を養育している方。

●支給額(1人あたりの月額)

- 3歳未満……………一律15,000円
- 3歳以上小学校終了前……………10,000円
- ※第3子以降は15,000円
- 中学生……………一律10,000円
- ※上記は令和6年4月時点の内容となります。

こども医療費助成金

●助成対象 村に住所を有し、健康保険に加入している0歳から18歳に達する年度の末日までの方

●助成金の額 保険診療分の自己負担額、入院時の食事療養費

●申請期間 診療日から5年以内

問健康福祉課 ☎57-4623

学校給食費の補助

高騰する物価対策、保護者の負担軽減を図るため、認定こども園たまかわクックの森の園児及び村内の小中学校に通う児童生徒を対象に給食費の半額補助を実施します。

問教育委員会 ☎57-4633

認定こども園たまかわクックの森 ☎57-4100

こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんの体重測定や育児相談、産後の体調相談、母子保健サービスの紹介をします。

すくすくクラブ

0歳児～入園前までの乳幼児と保護者のための交流の場です。親子で楽しく遊ぶ事業を月2回実施しています。

乳幼児健診

- ①3～4か月健診(公立岩瀬病院)
- ②離乳食教室(保健センター)
- ③9～10か月健診(郡山市の委託医療機関)
- ④1歳児バースデー健診
- ⑤1歳6か月児/3歳児健診
- ⑥2歳児/4歳児発育発達相談会
- ⑦5歳児健診

妊婦のための支援給付事業

●支給要件

- ①玉川村に住所を有し、令和7年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦。
- ②他自治体で妊婦のための支援給付事業による給付を受けていないこと。

●給付の額

- 1回目:妊娠届出後、妊婦に対し5万円
- 2回目:胎児の数届出後に5万円×胎児の数

おたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成

●助成対象者…接種日現在、玉川村に住所を有し、満1歳～小学校就学前(年長児相当)まで(おたふくかぜにかかったことがある者は除きます)

●助成回数…1回のみ(標準的には1歳で1回目、小学校就学前に2回目を接種しますが、そのうちのいずれか)

●助成金額…上限6,000円(満たない場合は、かかった接種費用分のみ)

●注意事項…接種した日から1年以内に申請して下さい。

子育てアプリ「たまびよ」

妊娠中・子育て中のママとパパが、子どもの成長記録や予防接種のスケジュール管理、子育て情報の受け取ることができるなど、子育てに役立つ機能がたくさんあります。

問保健センター ☎37-1024

令和6年度玉川村交通安全協会の活動

交通安全協会について

玉川村交通安全協会は、平成7年に設立され、交通安全と交通安全の秩序の確立を目指すほか、交通事故防止に向けたさまざまな活動を続けてきました。また、会員相互の親睦や地域住民の交通マナー向上にも取り組んでいます。

主な活動

4月	春の交通安全運動に伴う街頭指導／新入生児童・保護者に対する啓発活動広報／旗持ち登校（川辺）の交通整理／広報車による広報／のぼり旗交換
5月	小学校鼓笛パレードの交通整理／草刈り／のぼり旗交換
6月	こども自転車大会／カーブミラー設置／自転車教室の交通整理協力／元気な玉川ウォーキングの交通整理協力／カーブミラー設置／のぼり旗交換／草刈り
7月	こども自転車大会／交通安全祈願祭／テント村作戦／カーブミラー修正・設置・清掃／広報車による広報／草刈り
8月	玉川夏祭り交通整理協力／カーブミラー撤去・設置／広報車による広報／草刈り／伐採
9月	秋の全国交通安全運動（街頭指導）／広報車による広報／カーブミラー設置・調整／のぼり旗交換／草刈り
10月	こども神輿の交通整理協力／広報車による広報／カーブミラー設置／のぼり旗交換／草刈り

4月「啓発活動広報」

新入生児童・保護者に対する啓発活動広報として、村内小学校新入学児童分の「交通安全グッズ」を寄贈しました。



5月「鼓笛パレード交通整理」

各小学校のパレードが安全に遂行できるように交通整理を行いました。

6月「カーブミラー設置」

見通しの悪い交差点等で目視での確認ができない範囲を補う等、ドライバーの安全確認の補助的施設として設置しました。



7月「こども自転車大会」

玉川第一小学校のこども自転車大会出場の応援で小学校及び、大会を訪問しました。

7月「交通安全祈願祭」

夏の交通事故県民総ぐるみ運動期間中、福島空港展望台で交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会など各団体が出席し、交通安全祈願祭が行われました。



1月「反射ポール設置の働きかけ」

道路わき水路への脱輪事故を機に、安全な通行のため、村へ反射ポール設置の働きかけを行いました。



玉川村交通安全協会より

日頃より交通安全協会の活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。区会の皆さまにも活動へのご支援をいただくなど、地域全体での協力を感謝申し上げます。私たちは「気がいたら即行動」を合言葉に、交通事故防止に努めています。春は新入学などで環境が変わり、子どもの事故が増えやすい時期です。家族や地域で声をかけ合い、見守りを強化していきましょう。

☎ 防災安全係 ☎ 57-4621

中学校部活動の地域移行って何だろう？

「なぜ？」「どうして？」「どのように？」

最近、中学校の部活動が地域に移行するための取り組みが、全国各市町村で行われています。

玉川村ではどのように取り組んでいくのかを少しずつ広報でお知らせしていきます。

部活動の地域移行とは？

これまで行われてきた中学校の「部活動」を地域の人たちが面倒を見るということではありません。外部コーチや部活動指導員といった方々が学校に来て指導を手伝うということでもありません。中学校の生徒たちが放課後、地域のさまざまな活動の中から自由に選択し、参加できるようにするということです。玉川村では、できることから数年かけて実施していきます。

なぜ必要なのか？

大きな理由

その1

少子化

その2

???

その3

???



「少子化」は玉川村だけではなく、全国的な課題となっています。いろいろな対策が行われていますが、現実的には減少が続くのは受け入れざるを得ません。生徒数が減るということは、教員数も減ることになりますので、将来的には中学校で部活動を実施することができなくなってしまいます。

(単位：人)

	H10	H20	H30	R6	R7
中学校の生徒数	339	260	194	171	144
出生数	63	59	46	22	22

◀半分以下に減少

◀約1/3に減少

枠にとらわれない、その先へ

その時まで先延ばしをするのではなく、中学生の枠にとらわれず、小学生から大人までも含め、学校から切り離し、地域の活動として展開する。また玉川村内にとらわれず参加者の幅を広げていくことで、子どもたちが自身の可能性を広げ、今まで続けていたこともより多くの人と活動を継続していくことができるものと考えています。玉川村では、すでにいくつもの団体が積極的に活動を始めています。



▲玉川村教育委員会教育長 岡崎 寛人



次号は「放課後の活動の多様性」について

あなたのご意見・疑問をお聞かせください！
お寄せいただいた内容は、シリーズ内で紹介、または、今後の広報作りに反映させていただくことがあります。



問 教育委員会 ☎57-4633

職員の人事異動

職員人事異動が、4月1日付で発令されました。異動のあった職員は次のとおりです。【 】内は旧所属・職名です。

総務課

▼課長【参事兼産業振興課課長
(兼農業委員会事務局局長)】
塩田 敦

▼課長補佐兼総務係長【総務課
課長補佐兼広報広聴係長】
瀬谷 久美子

▼主任主査兼広報広聴係長【産
業振興課主任主査兼農政係長
兼農業振興係長】
江藤 貴浩

▼防災安全係長【総務課主査】
佐藤 友佳

▼主事【農業委員会主事】
曲山 駿

▼主事【会計室主事(兼任民務課主事)】
鈴木 彰一郎

▼総務課付係長【社会福祉協
会派遣】(総務課付主査(社会
福祉協議会派遣))
佐藤 久美子

企画政策課

▼主査【相互人事交流(福島県)】
高萩 裕章

▼副主査【住民税務課副主査】
中田 峻之

住民課

▼課長兼須釜行政センター長
【議事事務局局長】
大越 健一

▼課長補佐兼住民係長兼環境衛生係長
【住民税務課課長補佐兼会計室係長】
塩田 誠

▼主査【公民館主査】
曲山 博貴

▼主事【住民税務課主事(須釜行
政センター兼務)】
大野 恵美

▼主事【住民税務課主事(須釜行
政センター兼務)】
佐藤 賢司

▼主事【企画政策課主事(須釜行
政センター兼務)】
関根 和樹

税務課

▼課長兼会計管理者兼会計室長
【産業振興課課長補佐兼農林
土木係長】
増子 広行

▼課長補佐兼賦課徴収係長【住民税
務課課長補佐兼賦課徴収係長】
田村 知恵

▼固定資産税係長【住民税務課
固定資産税係長】
大野 正博

▼主事【住民税務課主事】
神尾 健斗

会計室

▼主任主査兼出納係長【住民税務
課主任主査兼環境衛生係長】
浅川 栄治

▼主査(兼任住民税務課主査)【健
康福祉課主査】
佐藤 匠

健康福祉課

▼健康推進担当課長兼保健センタ
ー所長兼健康推進係長兼介護保険係
長【健康福祉課保健センター所長
兼健康推進係長兼介護保険係長】
廣瀬 亜紀子

▼課長補佐兼社会福祉係長【総
務課課長補佐兼総務係長】
多田 義博

産業振興課

▼課長(兼農業委員会事務局長)
【公民館館長】
小針 達夫

▼課長補佐兼農政係長兼農林土
木係長【産業振興課課長補佐兼
商工観光係長兼空港交流係長】
上野 竜弥

▼主任主査兼農業振興係長【総務
課主任主査兼生活安全係長】
小針 信之

▼商工観光係長兼空港交流係長
【総務課付(相互人事交流)主査】
鈴木 将史

農業委員会

▼主事【教育委員会主事】
大柿 翔

地域整備課

▼課長【教育委員会課長】
小針 武彦

▼主幹兼課長補佐兼上水道係長
【地域整備課課長補佐兼上水
道係長】
塩澤 賢一

遊水地対策室

▼遊水地対策係長【遊水地対策
室主査】
大和田 宏樹

議会事務局

▼局長【健康福祉課課長補佐兼
社会福祉係長】
小原 幸春

教育委員会教育課

▼参事兼学校等整備対策室長
【総務課課長】
須田 潤一

▼課長【住民税務課課長兼会計
管理者兼会計室長兼須釜行政
センター長】
塩澤 春美

▼主幹兼課長補佐兼学校教育係長兼
子ども子育て係長【課長補佐兼学
校教育係長兼子ども子育て係長】
野崎 智之

▼主事【地域整備課主事】
古川 直也

公民館

▼館長【地域整備課課長】
高林 浅輝

▼係長【住民税務課主査(須釜行
政センター兼務)】
大竹 絵美子

▼定年による退職の特例【4月1日付】
健康福祉課専門員【健康福祉
課専門員】
曲山知賀子

▼再任用【4月1日付】
地域整備課(遊水地対策室)室長
溝井 浩一

▼相互人事交流
総務課付(相互人事交流)主事
【住民税務課主事】
安藤 一輝

▼相互人事交流期間満了
福島県復帰【企画政策課主査】
齋藤 真美

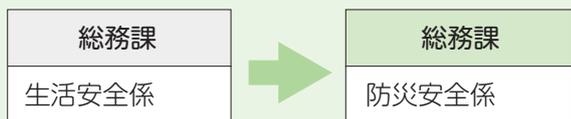
▼退職【3月31日付】
岩谷 幸子
【総務課付(社会福祉協議会派
遣)主任主査】
須釜 海人
【総務課主事】

4月から役場の組織体制が変わります

新たな行政課題や住民の多様なニーズなど社会経済情勢の変化に対応し、より効果的で業務体制の確立を図るために、令和7年4月1日から役場の組織を再編します。

現在の10課(室・委員会等)から11課(室・委員会)となります。(変更となった部署のみ掲載)

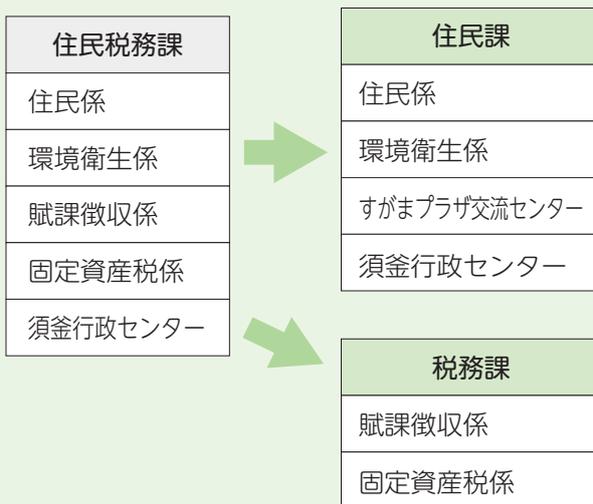
●係名を変更します



●教育課に「学校等整備対策室」を設置します



●住民税務課を分割し「住民課」と「税務課」に再編し、すがまプラザ交流センターと須釜行政センターを住民課で一括管理します



まつもと りょうすけ
松本 涼輔
■一般行政
■地域整備課主事



なかがわさい まゆ
中川西 真由
■一般行政
■産業振興課主事



やない あいり
矢内 愛里
■保健師
■健康福祉課主事



さとう るい
佐藤 塁
■一般行政
■税務課主事



ほんだ いくみ
本田 郁美
■一般行政
■税務課主事

どなたもしくお願ひします。

私たち
新採用職員です

玉川村スポーツ少年団

団員・指導者募集!

玉川村スポーツ少年団では、現在2つの団体が活動しています。すべての少年団が、年間を通じて活動していますので、「スポーツをやりたい! やらせたい!!」という方は、この機会に加入してみませんか?

また、指導者として「子どもたちに教えたい!!」という方も大歓迎ですので、お気軽にお問い合わせください。

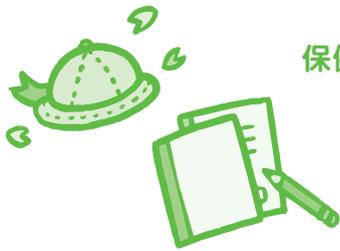
玉川バスケットボールスポーツ少年団

練習日 代表者 我妻寿美鈴
毎週火・水曜日(午後6時30分~)
金曜日(午後6時45分~)・土曜日(午前9時00分~)
練習場所 玉川第一小学校体育館・たまかわ文化体育館
すがまプラザ交流センター体育館
会費 1,500円/月

玉川ソフトボールスポーツ少年団

練習日 代表者 湯澤真次
毎週火・木曜日(午後6時30分~)
毎週土・日曜日(午前8時30分~)
※冬期間(午前9時00分~)
練習場所 玉川村民グラウンド ※冬期間は、すばーく玉川 他
会費 1,000円/月から

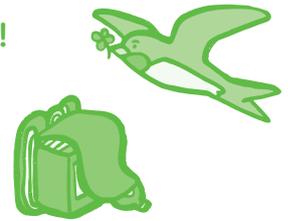
☎ 玉川村スポーツ少年団事務局(公民館) ☎57-4632



保健センターでの取組や健康に関する様々な情報を発信!

ほけんだより

問保健センター ☎37-1024



令和7年4月から 帯状疱疹予防接種の定期接種が始まります

■帯状疱疹とは

帯状疱疹は、過去に水痘（水ぼうそう）にかかった時に体の中に潜伏したウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。50歳代から発症率が高くなり、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

■定期接種の対象者（対象の方には4月に個別通知します）

定期接種 対象者	①年度内に65歳となる方 ②60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 ③令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳（※）となる方 ※令和7年度に限り100歳以上の方も全員対象となります。
-------------	--

※過去に任意で帯状疱疹ワクチンを接種完了している方は、定期接種の対象外となりますのでご注意ください。

■令和7年度の対象者一覧

年 齢	生年月日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
100歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
100歳以上※令和7年度のみ	大正14年4月1日以前に生まれた方

■接種期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※期間外の接種は全額自己負担となりますのでご注意ください。

■ワクチンの種類と費用

	生ワクチン	組み換えワクチン（不活化ワクチン）
接種回数	1回	2回
接種間隔	—	2か月以上の間隔をおいて2回接種
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
自己負担額	2,500円	13,000円（6,500円×2回）

※各ワクチンの効果や副反応等は個別通知に同封されている説明書をご確認ください。

■接種方法

- ①県内の医療機関に電話等で事前に予約を取ってください。
 ※村内のあつうみ内科医院、味原医院も対応しています。あつうみ内科医院は来院予約（電話予約不可）となりますのでご注意ください。
 ※県外で接種を受ける場合には、保健センターに事前にご相談ください。
- ②予約した日に、問診票・お薬手帳・健康保険証等・自己負担額を持って接種を受けてください。

子育てインフォメーション(5月実施分)

すくすくクラブ

- 実施日** 令和7年5月22日(木)・29日(木)
- 受付時間** 9:45
- 会場** 保健センター
- 対象者** 入園前までの乳幼児と保護者

3～4か月児健診

- 実施日** 令和7年5月28日(水)
- 受付時間** 13:00～13:45
- 会場** 公立岩瀬病院
- 対象者** 3か月児(令和7年1月生まれ)

2歳児/4歳児発育発達相談会

- 実施日** 令和7年5月23日(金)
- 受付時間** 2歳児 13:00～13:30
4歳児 13:30～14:00
- 会場** 保健センター
- 対象者** 2歳児(令和4年10月～11月生まれ)
4歳児(令和2年11月～12月生まれ)

9～10か月児健診

- 会場** 委託医療機関(郡山市内)
- 対象者** 令和6年7月生まれ
- その他** 要予約

食育だよ

バランスの良い食事を心がけ、 ストレスに負けない体を!

ストレスに強くなる栄養素を摂り入れましょう

4月は進学や就職、異動などで「新生活」がスタートする方も多いのではないのでしょうか。環境の変化が大きいこの季節は、変化に適応するためにストレスを感じる事が多くなります。

私たちの体はストレスを感じた時に、特定の栄養素を消費してストレスから身を守ろうとします。体内で栄養素が不足していると、ストレスに抵抗しづらい体になってしまう可能性があります。ストレスの軽減に役立つ栄養素と、その栄養素を効率よくとるための食材をお知らせします。



ストレスに強くなる栄養素

カルシウム

カルシウムが不足するとイライラの原因となります。

カルシウムの吸収を良くするためには、魚や干しいたけに多く含まれるビタミンDも必要です。

カルシウムを多く含む食品

干しエビやしらす干しなど小魚類、納豆などの大豆製品、チーズなど

ビタミン類

ストレスにさらされると抗酸化機能が低下し、抗酸化ビタミンのβ-カロテン、ビタミンC、Eが不足してきます。また、ストレス時に分泌されるホルモンの合成には、ビタミンB群、Cが必要です。ビタミンB群が不足すると、皮膚や粘膜や血管などに異常を生じ、神経の正常な働きに支障が出て精神状態が悪くなります。ビタミンCは免疫力を強化して抗酸化作用がありますが、ストレスがかかると大量に消費されます。

ビタミンが多く含まれている食品

野菜や果物など

問健康福祉課 ☎57-4623

お使いのスマホがAndroidの方！

玉川村防災アプリの再ダウンロードをお願いします！

Android端末向けの新しい「玉川村防災アプリ」の公開に伴い、これまでご利用いただいていた旧アプリはご使用いただけなくなります。旧アプリはアンインストールのうえ、下記のQRコードから新しいアプリをダウンロードしてご利用ください。

なお、iOS 端末をご利用の方は、これまでのアプリを引き続きご利用いただけます。

ダウンロードはこちらから

新アプリ



Android



iOS

もしもの時に、役立つ情報が届く

玉川村防災アプリ

- 防災行政無線の内容を音声とテキストで確認
- 災害情報や避難マップを確認
- 災害状況を自治体に共有できる
- 災害時に役立つサイトのリンク集

クックちゃんのアイコンが目印

万が一のときに備えてダウンロードをお願いします！

☎ 総務課広報広聴係・防災安全係 ☎57-4621



クックちゃん文庫から お知らせ

【クックちゃん文庫(公民館内) ☎57-4632】

クックちゃん文庫 こどもまつり

5月3日(土)10:00～18:00

●カラフル♡スライムをつくろう！

時間 11:00～12:00 整理券配布 10:00
13:30～14:30 整理券配布 12:30
人数 各回とも10名
参加料 200円

●本をかりてBINGO! 新年度スタート!!

初回イベント限定 BINGOの数字 10個

●なぜときと絵本

図書室の中にかくされた謎をとけ！
ミッションをクリア出来たらプレゼントをGET♪

●青空どくしよ会

時間 10:00～16:00
青空の下でゆっくりと本を読んでみませんか？

★今月の新着オススメ本

夜刑事
大沢 在昌 著 水鈴社刊

ヴァンパイアウイルスと呼ばれる未知のウイルスに感染し、夜しか活動できなくなった刑事の岬田は、その代償として、極端に研ぎ澄まされた五感を手に入れた。岬田は、ウイルスに感染した犯罪者たち、そして感染者を排除しようとする活動家たちの思惑に巻き込まれながらも特命任務にあたり、ウイルスを感染させた元恋人の明林を捜そうとする。



わたしの良い子
寺地 はるな 著 中央公論新社刊

31歳独身、文具メーカーの経理部に勤める椿は、出奔した妹の子ども・朔と暮らすことに。毎日の子育て、更に勉強も運動も苦手で内にこもりがちな朔との生活は、時に椿を追いつめる。自分が正しいかわからない、自分の意思を押しつけたくない。そんな中、どこかで朔を「他の子」と比べていることに気づいた椿は……。



お誕生おめでとうございます (3月届出分)

地区名	出生児氏名	保護者名
川 辺	二 瓶 夢 菜	覚

おくやみ申し上げます (3月届出分)

地区名	死 亡 者	世帯主名
小 高	石 井 庄 八	庄 八
〃	三 輪 利 明	利 明
〃	矢 吹 重 美	浩 子
中	小 林 美 子	美 子
〃	石 井 誠	誠
岩法寺	大 竹 正 照	照 治
〃	渡 辺 キヨ子	隆 司

寄付ありがとうございます

次の方々から社会福祉活動資金として寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。
(村社会福祉協議会：3月受領分)

小 高 矢 吹 浩子 様	岩法寺 遠 藤 巳江子 様
〃 三 輪 勇 様	〃 大 竹 正 彦 様
〃 石 井 隆 士 様	〃 渡 辺 隆 司 様
中 石 井 和 男 様	竜 崎 小 林 春 夫 様

4月1日現在の村のようす

【住民基本台帳登録人口・世帯数】(前月比)

世帯数	2,187 戸	(- 6 戸)
人 口	5,965 人	(- 28 人)
男	2,982 人	(- 18 人)
女	2,983 人	(- 10 人)

※住民基本台帳登録人口は住民基本台帳に登録された人口であり、直近の国勢調査人口を基本に算出した現住人口とは差があります。

Instagram 公式アカウント

Instagramフォロワー募集中

@tamakawa.vill.official



LINE 公式アカウント

友だち募集中

@tamakawa.vill

LINEの「友だち追加」から、ID検索するかQRコードをスキャンしてください



東京玉川会 会員募集中

東京近郊にお住いの玉川村出身者や村と関わりのある方々が会員の楽しい集まりです。
☎ 企画政策課 ☎0247-57-4628

#もっとたまかわ

村内で撮影した写真を
Instagramで大募集!



今月の
BEST SHOT

投稿者

@nikomaru158

タイトル

今日イチしぶかった。

撮影場所

金毘羅様(中)

フォローは
こちらから!



応募方法

- ①「@tamakawa.vill.official」をフォロー
- ②タイトル、撮影場所を記載
- ③ハッシュタグ「#もっとたまかわ」を付ける
- ④玉川村公式アカウントをタグ付けして投稿

ご投稿いただいた写真は、村公式アカウントでリポストまたは「広報たまかわ」で紹介させていただく場合があります。

文芸 literature

誘い来る桜咲く頃同級会
薄霞山峡遙か暮れ泥む
小鳥来て啄む庭や雪解光
放射能検査を添えて芹出荷
鰐口の余韻に添うて春の風
さるなし俳句会三月句会吟詠
由記
春恵
公
仁美
八重

今月の表紙

今回の南須釜の念仏踊りは雨天のため本堂内での奉納となりました。大寺薬師祭では、3年かけて修復された14体の仏像が公開され、玉川村の伝統の重みと美しさを感じる一日となりました。受け継がれる文化には、地域の誇りと努力が込められています。





日	月	火	水	木	金	土
<p>●休日当番医の診療時間は、午前8:30～午後4:30までとなっています。 ※須賀川地区の在宅当番医は、須賀川市保健センター内の休日夜間急病診療所で診察しています。 ☎0248-76-2980 須賀川市諏訪町67-1</p>	<p>◆玉川村虐待防止センター専用ダイヤル ☎080-5220-4623 ※毎日24時間体制で虐待にかかわる通報(連絡)や相談を受け付けています。</p>	<p>玉川村防災アプリで防災行政無線の放送内容が確認できます。詳しくは村公式HPをご覧ください。</p> 	<p>粗大ゴミ 申込・収集 申込先 きららクリーンセンター TEL 26-7500 FAX 26-7800</p>	<p>1 ●(元)ラジボール卓球 (9:30文体)</p>	<p>2 ●(元)3Bたいそう教室 (9:30文体)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>3 憲法記念日</p> <p>(休医)ひらた中央病院 (平田村)</p>
<p>4 みどりの日</p> <p>(休医)ひらた中央病院 (平田村)</p>	<p>5 こどもの日</p> <p>●体育施設定期休場日 (休医)ひらた中央病院 (平田村)</p>	<p>6 振替休日</p> <p>(休医)ひらた中央病院 (平田村)</p>	<p>7 ●(元)レクダンス教室 (13:30就改)</p> <p>●クックちゃん文庫休館日</p> <p>燃えるゴミ 資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部</p>	<p>8 ●(元)ラジボール卓球 (9:30文体) ●(元)げんきUP教室 (13:30文体) ●(元)トレーニング教室 (19:00文体)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>9 ●(元)プール教室 (13:30矢吹温水プール)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>10 ●(元)施設愛護活動 (6:00村が他)</p>
<p>11</p> <p>(休医)ひらた中央病院 (平田村)</p>	<p>12</p> <p>●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日</p>	<p>13 ●(元)フラダンス教室 (9:30就改) ●(元)ランニング教室 (18:30すぱーく) ●(元)パドミントン (19:00文体) ●(元)ヨガ教室 (19:00文体) ●(元)フットサル教室 (19:00プラザ)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>14 ●(元)げんきっず (15:30文体)</p> <p>延長窓口(~19:00) 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部</p>	<p>15 ●(元)ラジボール卓球 (9:30文体)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>16 ●(元)3Bたいそう教室 (9:30文体)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>17 ●小学校運動会</p>
<p>18 ●春の空港まつり</p> <p>(休医)ひらた中央病院 (平田村)</p>	<p>19</p> <p>●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日</p>	<p>20</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>21 ●(元)レクダンス教室 (13:30就改)</p> <p>資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部</p>	<p>22 ●すくすくクラブ (9:45保セ) ●(元)ラジボール卓球 (9:30文体) ●(元)げんきUP教室 (13:30文体) ●(元)トレーニング教室 (19:00文体)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>23 ●2歳児発育発達相談会 (13:00保セ) ●4歳児発育発達相談会 (13:30保セ) ●(元)プール教室 (13:30矢吹温水プール)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>24</p> 
<p>25</p> <p>(休医)ひらた中央病院 (平田村)</p>	<p>26</p> <p>●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日</p> <p>固定資産税:第1期 軽自動車税:第1期</p>	<p>27 ●(元)フラダンス教室 (9:30就改) ●(元)ランニング教室 (18:30すぱーく) ●(元)ヨガ教室 (19:00文体) ●(元)フットサル教室 (19:00プラザ)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>28 ●3~4か月児健診 (13:00公立岩瀬病院) ●(元)げんきっず (15:30文体)</p> <p>延長窓口(~19:00) 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部</p>	<p>29 ●すくすくクラブ (9:45保セ) ●(元)ラジボール卓球 (9:30文体)</p> <p>燃えるゴミ</p>	<p>30</p>  <p>燃えるゴミ</p>	<p>31</p> 

●(休医)・休日当番医 / ●(元)・元気スポーツクラブ / ●文体・文化体育館 / ●クラブ・文化体育館クラブハウス / ●保セ・保健センター / ●健た・健康の駅たまかわ / ●村ぐ・村民ランド / ●就改・就業改善センター / ●ドーム・クックドーム / ●すぱーく・すぱーく玉川 / ●プラザ・すまプラザ交流センター

入学おめでとう! 百年以上続く伝統

川辺こども育成会による旗持ち登校

今年も子どもたちの健やかな成長と通学中の安全を願って、玉川村川辺地区の伝統行事「旗持ち登校」が4月7日に行われました。

入学式の朝、川辺八幡神社へ参拝してから小学校へ登校する「旗持ち登校」は形を変えながら明治39年4月から100年以上続いています。



※予定は変更になる場合がありますので、ご了承ください。

